

令和3年度プレミアム付商品券発行事業実施要綱

◇目的

新型コロナウイルス感染症の蔓延長期化により落ち込んだ景気対策としてプレミアム付商品券発行事業を実施し、市内消費需要を喚起すると共に事業の継続化および地域活性化に寄与する。

◇商品券に関する事項

1. 商品券名 蒲郡GOGO商品券
2. 発行者 蒲郡商工会議所
但し、プレミアム付商品券の偽造等による損害、商品券の販売・換金等における事故については、蒲郡市、蒲郡商工会議所が連帯して責任を負う
3. 発行総額 2億4千万円（プレミアム分20%を含む）
4. 券面金額 500円・1000円
5. 発行枚数 34万枚（内訳 500円：20万枚、1000円：14万枚）
20,000冊
6. 券種 (1) 専用券（500円）：中小規模の取扱店でのみ使用できる商品券
(2) 共通券（1000円）：すべての取扱店で使用できる商品券
※中小規模店舗に含まれない店舗（大規模店舗）とは、大規模小売店舗立地法に規定する店舗面積1,000㎡を超える店舗で、市内に複数の店舗を有する場合は、取扱店登録店の合計面積とする
7. 販売単位 500円10枚（専用券）+1000円7枚（共通券）を1冊
8. 使用期間 令和3年9月23日（木）～令和4年1月31日（月）
9. 販売価格 10,000円／1冊（12,000円分）
10. 購入者 蒲郡市民であること（蒲郡市によるチェックを行う）
所定の申込書を蒲郡商工会議所に提出し、かつ、蒲郡商工会議所が発行した商品券引換券を入手したもの
申込期間：7月20日（火）～8月16日（月）
11. 販売方法 商品券引換券を持参したものに販売 ※1名に対して最大3冊まで
販売場所：蒲郡信用金庫本店営業部・三谷支店・形原支店・大塚支店
及び蒲郡商工会議所
販売期間：蒲郡信用金庫
9月13日（月）～9月22日（水）の平日9時～15時
蒲郡商工会議所
9月25日（土）・26日（日）の9時～15時
12. 使用対象 取扱店が指定する商品の購入並びにサービスの提供などの代金の支払い
13. 使用対象外 ・ 公共料金及び準ずるものの支払い(税金、電気・ガス・水道・電話料金など)
・ 有価証券、ビール券、図書カード、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
・ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
・ 医療機関等における公的医療保険等の自己負担分
14. 払戻し 応じない

15. 失効
- ・使用期間を過ぎた場合
 - ・紛失、盗難及び毀損等による認証不能な場合

◇取扱店に関する事項

1. 取扱店資格 蒲郡市内に立地する店舗・事業所を有し、蒲郡商工会議所の会員である事業所
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業を行うものは、商品券取扱店の対象から除外する
2. 登録方法 (1)商品券の取扱いを希望する事業所は、期日までに所定の登録申請書を蒲郡商工会議所に提出するか、HPの申込フォームから申込を行う
(2)複数店舗(支店等)を持つ事業所は店舗毎に登録申請書を提出する
(3)蒲郡商工会議所は、申請内容を確認し、内容等に不備がなければ取扱店証明書を発行する
3. 募集期間 7月20日(火)～8月6日(金)
4. 取扱店責務 (1)商品券の受取を拒んではならない
(2)商品券の再利用、譲渡及び売買を行ってはならない
(3)換金目的で自ら商品券を購入してはならない
(4)プレミアム付商品券発行事業実施要綱を遵守すること
5. 登録料 無料
6. つり銭 応じない
7. 交付物 のぼり旗、ポスター、ステッカー、取扱店証明書、換金請求書
商品券の見本など

◇換金に関する事項

1. 換金者 商品券は、原則として蒲郡商工会議所が換金を行う。
但し、必要に応じて蒲郡商工会議所が認める事業者・団体に換金業務の一部を委託することができる
2. 換金手続 (1)市内の蒲郡信用金庫本支店窓口にて取扱店証明書を提示し、換金請求書に記入・押印のうえ使用済み商品券を添えて提出
なお、使用済み商品券の裏面に店名を記入又は押印すること
(2)換金受付日を含め8営業日以内に取扱店指定の預金口座へ振込
3. 換金受付日 蒲郡信用金庫本支店窓口の午前9時～午後3時に受付を行う
日程は以下の9日とする
令和3年10月 6日(水)、10月21日(木)、11月 8日(月)
11月22日(月)、12月 6日(月)、12月21日(火)
令和4年 1月 6日(木)、 1月21日(金)、 2月 7日(月)
4. 振込手数料 無料